



2022年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプロテクションズホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 紳
(コード番号 7383 プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 渡 邊 一 治
電 話 03-4530-9235

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月29日開催予定の第4期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

－ 記 －

1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしまして、感染症や大規模自然災害発生時や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、当社定款第14条を変更するものです。また、本変更の効力は、本株主総会でのご承認に加え、産業競争力強化法及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）で定めるところにより、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」といいます。）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとします。したがって、本確認に関する附則を設けるものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略) (招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。 (新設)</p> <p>第15条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p> <p>第17条～第45条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり) (招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第15条 (現行どおり) <u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。 <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第45条 (現行どおり) <u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p>第46条 定款第14条第2項の変更は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除する。 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第47条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条の規定は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日

2022年6月29日(予定)

以 上